

令和3年5月11日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

各事業者様

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、全国では、4都府県に実施されていた緊急事態措置の期間が5月31日まで延長されるとともに、5月12日から愛知県及び福岡県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されました。

また、まん延防止等重点措置についても、宮城県は5月11日をもって解除されるものの、8道県に対しては5月31日まで実施することとされるなど、国内における感染の再拡大が続いています。

なお、県内では、新規感染者数は減少傾向にあるものの、変異株の感染確認が続いており、感染の再拡大が懸念される状況になっております。

つきましては、これまでも繰り返しお願いをしてくれているところですが、事業者の皆様には、更なる感染拡大、医療提供体制のひっ迫を防ぐため、引き続き、業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守いただくとともに、別紙の感染防止の取組をお願いしたいと存じますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

<参考>

- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」
(内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ内)
<https://corona.go.jp/prevention/>